# 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律 （平成二十四年法律第六号）

#### 第一条（趣旨）

この法律は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、東日本大震災の被災者に対する援助のための総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の特例を定めるものとする。

#### 第二条（定義）

この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

##### ２

この法律において「被災者」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成二十三年三月十一日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。

#### 第三条（支援センターの業務の特例）

支援センターは、総合法律支援法第三十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「東日本大震災法律援助事業」という。）を行う。

###### 一

被災者をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務

###### 二

前号の業務に附帯する業務を行うこと。

##### ２

支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第二項に掲げる事項のほか、東日本大震災法律援助事業に関し、東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、前項第一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

#### 第四条（長期借入金）

支援センターは、総合法律支援法第四十七条第五項の規定にかかわらず、東日本大震災法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

##### ２

支援センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けなければならない。

##### ３

法務大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総合法律支援法第十九条に規定する日本司法支援センター評価委員会の意見を聴かなければならない。

#### 第五条（総合法律支援法の適用）

支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第六条（法務省令への委任）

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 第二条（準備行為）

支援センターは、この法律の施行の日前においても、東日本大震災法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

#### 第三条（この法律の失効）

この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

##### ２

この法律の失効前に支援センターが東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

##### ３

この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第二十三条第五項の項、第四十九条第一号の項、第五十四条第一項第一号の項及び第五十四条第一項第四号の項に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

##### ４

この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

##### ５

前三項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 附　則（平成二六年六月一三日法律第六七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

###### 一

附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定

#### 第二十八条（処分等の効力）

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

#### 第二十九条（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 第三十条（その他の経過措置の政令等への委任）

附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

# 附　則（平成二七年三月三一日法律第四号）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年六月三日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三一日法律第五号）

この法律は、公布の日から施行する。